

## 変更理由書

(発注担当課：下水道施設課)

1 工 事 名 : 7-2 公共 (補) 污水管渠築造工事

2 工事場所 : 上尾市大字小敷谷地内

3 工 種 : 土木一式  
(建設業法上の29分類)

## 4 変更契約内容

|                    | 変 更 前                                                                                                     | 変 更 後                                                                                                                                      |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 工 期                | 令和 7 年 6 月 1 0 日から<br>令和 8 年 2 月 1 3 日まで                                                                  | 令和 一年 一月 一日から<br>令和 一年 一月 一日まで                                                                                                             |
| 契 約 金 額<br>( 税 込 ) | 1 3 2 , 7 0 7 , 3 0 0 円                                                                                   | 1 3 1 , 9 9 4 , 5 0 0 円                                                                                                                    |
| 工 事 概 要            | 工事延長 L=324.9m<br>污水管推進工 (推進用レジンコンクリート管 φ300mm) 321.4m<br>鋼製ケーシング立坑 (φ2000mm) 1基<br>鋼製ケーシング立坑 (φ1500mm) 1基 | 工事延長 L=339.9m<br>污水管推進工 (推進用レジンコンクリート管 φ300mm) 335.9m<br>鋼製ケーシング立坑 (φ2000mm) 2基<br>鋼製ケーシング立坑 (φ1500mm) 0基<br>【新規】試掘工 1式<br>【新規】諸経費動向調査費 1式 |

## 5 変更理由

○変更理由・内容

工事請負契約締結後、下記の事由により設計変更する。

## 1.No.29-2-1 立坑築造施工時間について

No.29-2-1 の立坑築造について、当初夜間施工を計画していたが、機械の据付及び規制帯の設置を検討したところ、規制後の車道幅員が確保できるよう調整できたため、夜間施工から昼間施工に変更する。

## 2.推進工事の発進と到達位置の変更について

No.29-2-1～No.30A-1-1 路線について、当初想定していた定置プラント用地が他工事にて借用されていたことから、他方で調査したところ、No.30A-1-1 付近に借地が見つかったため、定置プラントを使用したNo.30A-1-1 からの両発進施工に変更する。また、両発進施工への変更に伴い、No.30A-1-1～No.30A-2-1 路線を車上プラント施工から定置プラント施工へ変更、及びNo.30A-1-1 立坑をφ1500 からφ2000 に変更する

## 3.試掘工事について

No.29-2-1 立坑築造位置において、工事請負契約締結後に実施した詳細調査により、埋設物の位置確認が必要となったため、試掘を追加する。

## 4.試掘調査結果による人孔位置の変更について

No.29-2-1 立坑築造位置における試掘調査の結果、支障となる雨水管φ400 が確認された。立坑築造位置の変更位置を検討したところ、上流側に 15m移動した支障のない位置に変更する。人孔位置の変更に伴い、No.29-2-1～No.30A-1-1 路線の延長を変更する。

## 5.諸経費動向調査について

国土交通省の諸経費動向調査の対象となったことから調査を追加する。

・以上により次のとおり変更する。

工事延長 +15.0m、污水管推進工(推進用レジンコンクリート管φ300mm) +14.5m、  
鋼製ケーシング立坑工(φ1500mm)－1 基、鋼製ケーシング立坑工(φ2000mm)+1 基、  
【新規】試掘工 1 式、【新規】諸経費動向調査費 1 式

上記により、減額変更する。